



## 支給申請書記載例

[4]欄は、対象労働者を雇い入れた日における事業主の全ての雇用保険適用事業所数を記載してください。

[5][6]欄は、対象労働者を雇い入れた日における申請事業主の資本の額又は出資の額及びすべての常時雇用する労働者(対象労働者を含む)の数を記載してください。

※「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて雇用されている者又は継続して2か月を超えて雇用されることが予定されている者であって、かつ、週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等である者をいいます。

※「週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の従業員と概ね同等」とは、現に企業における通常の従業員の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。

[10][11]欄は、対象労働者を雇い入れた事業所における正規雇用労働者に適用される規定を記載して下さい。

[14]欄は、対象労働者を雇い入れた事業所で行う主たる事業を、日本産業分類の中分類のうち当てはまるものの事業名を記載してください。

[15]欄は、本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給申請を行っている場合又は支給を受けた場合、1を記入し、受給(申請)している他の助成金名称を記載してください

※ 本支給申請に係る対象労働者の雇入れについて、他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。

◎ 支給申請書の提出により支給決定した金額は、指定の金融機関口座に振り込まれますので、支給申請書にあわせて「支払方法・受取人住所届」を提出してください(既に第1期の支給申請の際に又は同一事業所における雇い入れに係る特定求職者雇用開発助成金の支給申請の際に提出している場合であって、記載内容に変更のない場合には提出の必要はありません。)

なお、支給決定後に、指定の金融機関口座に振り込まれるまでには、ある程度時間をおこすのであらかじめご了承ください。

【様式第3号 (R4.4改正)】

特定求職者雇用開発助成金 第1期支給申請書

受付日

年□月□日

※太枠内のみ記入してください

1.申請コース

1.特定就職困難者コース 2.生還現役コース 3.被災者雇用開発コース  
 4.労災障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 5.就職氷河期世代安定雇用実現コース  
 6.生活保護受給者雇用開発コース 7.成長分野人材確保・育成コース

助成金

4

事業主

対象労働者

雇用事業所

労働者の状況

3.支給申請期(第1~6期)

0 0 0 2 - 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 - 8 年 1 期

(バーコードシール貼付欄)

助成金

事業主

対象労働者

雇用事業所

労働者の状況

事業主

対象労働者

雇用事業所

労働者の状況

助成金

<div data-bbox="45 290 58 3

事業主欄には雇用保険適用事業主名を記載してください。

○申請書裏面の注意もご参照ください。

[7]欄は、事業主全体における「主たる事業」を記載してください。  
※[14]欄とは異なる場合があります。

[12] [13]欄は、対象労働者を雇い入れた日における賃金締切日及び賃金支払日を記載してください。

※ 賃金締切日により助成対象期間と支給申請期間を設定しています。賃金締切日が求人票と異なる場合は、支給申請期間が変わりますので支給申請期間前にハローワーク又は労働局に早めにご連絡をお願いします。

[16]欄は、申請事務を行う担当者の職名、氏名及び電話番号を記載してください。

【中小企業】とは、業種ごとに以下に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下 又は常時雇用する労働者数 50人以下
サービス業	資本金若しくは出資の総額が5千万円以下 又は常時雇用する労働者数 100人以下
卸売業	資本金若しくは出資の総額が1億円以下 又は常時雇用する労働者数 100人以下
その他の業種	資本金若しくは出資の総額が3億円以下 又は常時雇用する労働者数 300人以下

【大企業】とは、中小企業に該当しないものをいいます。  
※ 公益法人等の資本金若しくは出資金のない事業主の場合は、常時雇用する労働者数により判定します。

#### **注意事項)**

- 支給対象期の途中で所定労働時間に係る取扱いの変更や最低賃金の減額の特例に係る取扱いの変更があった場合は、支給申請時に必ず申し出てください。
  - 支給申請の際には雇用契約書又は雇入れ通知書を提出してください。  
なお、初回提出後、労働条件に変更がある場合は、変更後の労働条件が確認できる雇用契約書等の提出が必要です。  
※ 労働基準法では、企業が従業員を雇い入れる際には、賃金や労働時間等の労働条件を明確に記載した書面を作成し、交付することが義務づけられています。
  - 支給申請は定められた支給申請期間内に行ってください。支給申請期限を過ぎると、本助成金の支給はできません。